

1. 草津市健康づくり推進協議会について

○ 設置目的

- 市民の健康の維持および増進に関する事項を協議する

○ 所掌事務

- ・ 健康増進法(平成14年法律第103号)に定める健康増進計画、食育基本法(平成17年法律第63号)に定める食育推進計画および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に定める特定健康診査等実施計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関すること
- ・ 健康づくりのための事業の推進に関すること
- ・ 健康づくりのための環境整備に関すること
- ・ その他市民の健康づくりに関すること

○ 委員構成と任期

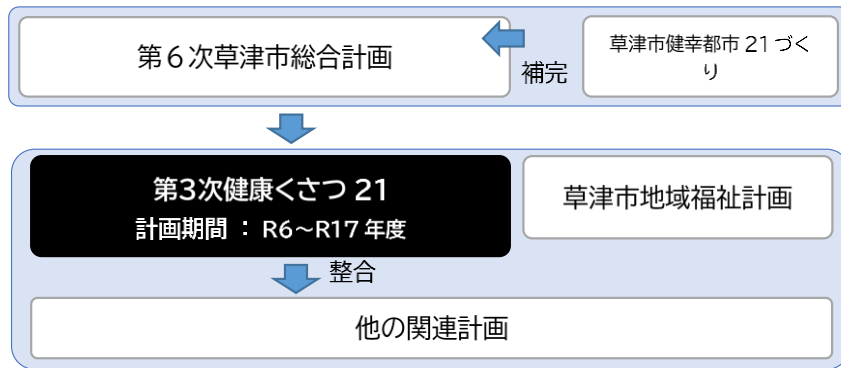
- 委員は20人以内で構成
(①市民の代表、②学識経験を有する者、③関係行政機関の職員、④その他市長が必要と認めた者)
- 委員任期は2年(令和7年7月1日～令和9年6月30日)

2. 所掌する計画について

- 健康くさつ21(第2次)や第3次草津市食育推進計画、草津市国民健康保険保健事業推進計画が令和5年度に計画期間満了を迎えたことから、令和6年度から新たな計画期間とする各計画を策定しました。
- 令和5年度まで、健康くさつ21と草津市食育推進計画については、それぞれ別計画として策定していましたが、施策を総合的、計画的に推進する等の観点から、令和6年度(第3次健康くさつ21)からは一体的に策定しています。
- 計画の策定にあたっては、国の健康日本21(第3次)や県の次期健康いきいき21、また、本市の上位計画である第6次草津市総合計画や健幸都市づくり基本方針等の内容を踏まえるとともに、草津市健康づくり推進協議会の意見をお伺いしながら策定しています。

【第3次健康くさつ21】

■計画体系図

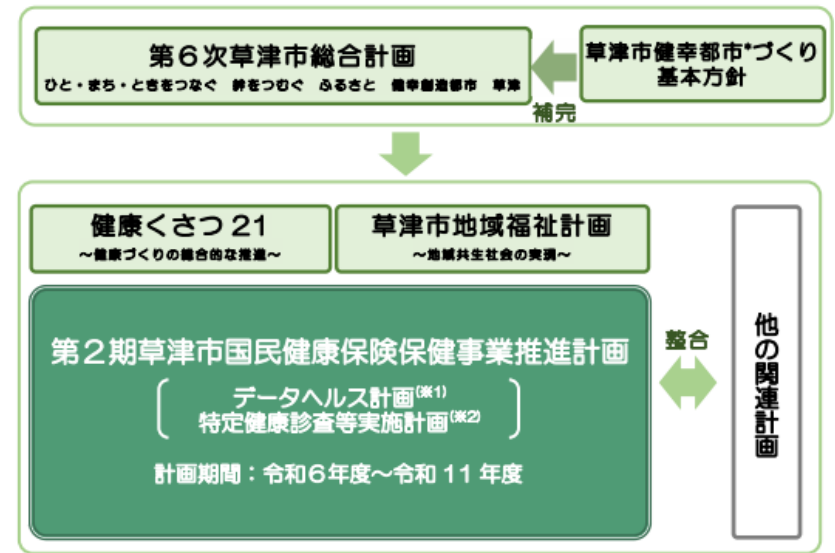


■計画期間

令和6年度から令和17年度までの12年間
(中間評価については、国や県の動向を踏まえながら実施)

【草津市国民健康保険事業推進計画】

■計画体系図



■計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間
(令和8年度に中間的な評価を実施)